

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員被服貸与規則

昭和 55 年 3 月 31 日

規 則 第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員（以下「職員」という。）に対し、勤務の便と品位の保持を図るため、被服を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の被服貸与に関しては、福井市職員被服貸与規則（昭和 55 年福井市規則第 27 号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与されている被服は、この規則によってなされたものとみなす。